平成２３年（フ）第２０８号
広島市佐伯区千同２丁目２番32―604号
債務者　河中　敏魅
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６８号
広島県福山市伊勢丘７丁目10番11号
債務者　部谷　豊倫
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２１号
熊本県水俣市山手町２丁目９番26号
債務者　脇　　香理
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２４号
大分県宇佐市大字中原574番地の４
債務者　今永ミツ枝
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午前11時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７７２号
茨城県那珂市飯田2708番地２
破産者　株式会社ヘルスケアライフ
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７８６号
栃木県宇都宮市道場宿町1082番地
破産者　石川　麻美
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６７号
埼玉県越谷市大字弥十郎723番５号
破産者　有限会社アドバン
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
山梨県中央市中楯91番地１
破産者　有限会社ホンダスーパー山梨
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３０号
山梨県中央市山之神22番地22、申立時の住所山梨県南アルプス市在家塚2234番地72
破産者　細内　優子
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
東京都渋谷区代々木１丁目37番２号
破産者　ジャパンエラスト株式会社
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
三重県鈴鹿市平野町字石丸7757―27　ＨＦＯボクシングジム方、住民票上の住所三重県松阪市五主町1317番地40
破産者　山中　健司
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５９号
三重県津市高茶屋１丁目37番４号、前住所三重県津市片田新町56番地７
破産者　北折　光司
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６１号
福島市野田町４丁目５番２号
破産者　有限会社テクノ・マインド
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３９０号
福島県伊達市梁川町青葉町23番地
破産者　針生建設有限会社
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１７４号
茨城県北茨城市関本町関本中1757番地の18
破産者　有限会社用田組
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第９１８号
東京都八王子市みつい台２丁目32番１号
破産者　佐藤　俊二
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３４３号
愛知県岡崎市大門５丁目23番地９
破産者　三協エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５８号
愛知県名古屋市天白区元八事３丁目195番地
破産者　株式会社エフプランニング
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１７７号
三重県津市河芸町上野60番地
破産者　後藤　光司
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８５号
福島県伊達市梁川町字大町１丁目65番地
破産者　有限会社伴新聞店
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所